

岡産雇第437号

令和4年8月16日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和4年3月実施の定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和4年3月実施分）

## 産業振興・雇用推進課

## 指摘事項

令和4年1月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、勤労者福祉センター使用料において14万円(収納率15.2%)、勤労者福祉センター関係徴収金において48万円余(収納率3.9%)認められました。

これらについては、分納により収納されていますが、引き続き解消に努力してください。

## 改善措置状況

今回のご指摘を踏まえ、電話及び訪問による債務者の現況確認を行いました。今後も継続的に納付状況を確認しながら、定期的に債務者の現況を確認し、状況に応じて分納額の増額交渉なども行い、収入未済額の解消に努めてまいります。

(参考)

(令和4年1月31日現在)

節	細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
労働使用料	勤労者福祉センター使用料 (滞納繰越分)	円 165,000	円 25,000	円 140,000	% 15.2
労働費雑入	勤労者福祉センター関係徴 収金(滞納繰越分)	509,040	20,000	489,040	3.9

(令和4年7月31日現在)

節	細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
労働使用料	勤労者福祉センター使用料 (滞納繰越分)	円 135,000	円 10,000	円 125,000	% 7.4
労働費雑入	勤労者福祉センター関係徴 収金(滞納繰越分)	484,040	15,000	469,040	3.1